

資料2

令和3年度 小学校・義務教育学校(前期課程)教員定数配当基準表

令和3年度 中学校・義務教育学校(後期課程)教員定数配当基準表

【通常学級+特別支援学級】

学級数※	校長	教諭定数			養護教諭※	教員計	学級数※	校長	教諭定数			養護教諭※	教員計
		学級対応	専科	計					学級対応	専科	計		
1	1	2		2	1	4	21	1	24	1	25	1	27
2	1	3		3	1	5	22	1	26		26	1	28
3	1	4		4	1	6	23	1	27		27	1	29
4	1	5	1	6	1	8	24	1	28		28	1	30
5	1	6	1	7	1	9	25	1	29		29	1	31
6	1	8		8	1	10	26	1	30		30	1	32
7	1	9		9	1	11	27	1	31		31	1	33
8	1	10		10	1	12	28	1	32		32	1	34
9	1	11		11	1	13	29	1	33		33	1	35
10	1	12		12	1	14	30	1	34		34	1	36
11	1	13		13	1	15	31	1	35		35	1	37
12	1	15		15	1	17	32	1	36		36	1	38
13	1	16		16	1	18	33	1	37		37	1	39
14	1	17		17	1	19	34	1	38		38	1	40
15	1	18		18	1	20	35	1	39		39	1	41
16	1	19	1	20	1	22	36	1	41		41	1	43
17	1	20	1	21	1	23	37	1	42		42	1	44
18	1	21	1	22	1	24	38	1	43		43	1	45
19	1	22	1	23	1	25	39	1	44		44	1	46
20	1	23	1	24	1	26	40	1	45		45	1	47

【通常学級用】

学級数※	校長	教諭定数(学級対応)	養護教諭※	教員計
1	1	5	1	7
2	1	7	1	9
3	1	8	1	10
4	1	9	1	11
5	1	10	1	12
6	1	11	1	13
7	1	12	1	14
8	1	14	1	16
9	1	15	1	17
10	1	17	1	19
11	1	18	1	20
12	1	19	1	21
13	1	20	1	22
14	1	22	1	24
15	1	23	1	25
16	1	25	1	27
17	1	27	1	29
18	1	29	1	31
19	1	31	1	33
20	1	32	1	34

【特別支援学級用】

学級数※	教諭定数(学級対応)
1	1
2	3
3	4
4	6
5	7
6	9

(注)

- 1 本表の学級数は、別に県が定める「標準としての学級編制基準」により算定した学級数とする。(1・2年生の35人学級を含め、3年生の研究指定校の少人数学級による増学級数は含まない。)
- 2 養護教諭の複数配置については、児童数により配当するため、本表には反映させていない。
- 3 分校は校長定数を減じる。
- 4 義務教育学校の校長定数は、上記の表にかかわらず、学校に1人とする。
- 5 教諭定数のうち専科は、英語以外の教科とし、他の学級規模校への振替えや他の目的での活用はできないものとする。

(注)

- 1 本表の学級数は、別に県が定める「標準としての学級編制基準」により算定した学級数とする。(研究指定校の少人数学級による増学級数は含まない。)  
ただし、教諭定数は、通常学級と特別支援学級のそれぞれの学級数に応じて【通常学級用】と【特別支援学級用】による配当数の合計数とする。  
また、特別支援学級のみで構成される分校における教諭定数については、【通常学級用】による配当数とする。
- 2 養護教諭の複数配置については、生徒数(通常学級と特別支援学級の合計生徒数)により配当するため、本表には反映させていない。
- 3 分校は校長定数を減じる。
- 4 義務教育学校の校長定数は、上記の表にかかわらず、学校に1人とする。